四	削除
五	削除

四　昭和四十三年郵政省告示第二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

五　昭和四十七年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　昭和五十六年郵政省告示第九百六十四号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

表一の項を次のように改める。

一	削除

七　昭和五十八年郵政省告示第二百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

八　昭和五十九年郵政省告示第九百五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表五の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

九　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第二項の表五の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十　平成元年郵政省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表六の項を次のように改める。

六	削除

十一　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三四の項及び三五の項を次のように改める。

三四	削除
三五	削除

十二　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五一の項及び五二の項を次のように改める。

五一	削除
五二	削除

第二項の表五三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十三　平成六年郵政省告示第百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

十四　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

十五　平成七年郵政省告示第七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

十六　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二二の項及び二三の項を次のように改める。

二二	削除
二三	削除

十七　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

第二項の表二九の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十八　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五七の項を次のように改める。

五七	削除